



国家のネットワークシステム調達はどうあるべきか？

text : 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その6】

「オープン」とは何か 3

III. 第一のライセンス形態

A. ライセンス形態の説明(繰り返し)

最も単純なライセンス形態(前号のI)について検討する(図1)。すなわち、ソフトウェア製品のベンダーは、エンドユーザーに対しても、エンドユーザーのためにシステムを構築するシステムインテグレーターに対しても、当該ソフトウェア製品のソースコードを開示しない。また、ベンダーは、エンドユーザーに対しても、システムインテグレーターに対しても、当該ソフトウェア製品の改変を認めない。

B. ソフトウェア製品において重大な欠陥が発見された場合

誰が欠陥を発見するのか？

ソフトウェア製品に欠陥が存在したとしても、誰かが欠陥を発見しなければ、対処のしようがない。ところで、ソフトウェア製品の欠陥を発見するためには、コストと労力を費やさなければならないはずである。そのようなコストと労力を費やす動機を持っているのは誰だろうか？あるいは、発見した不具合らしきものが「仕様」ではなくて欠陥であると決めることができるのは誰だろうか？

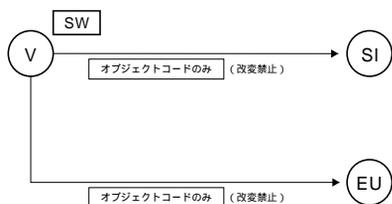
多くのエンドユーザーは、ソフトウェア製品の欠陥を発見する能力に欠けている。

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

また、欠陥らしきものを発見できたとしても、それによる不都合を回避するようにシステムインテグレーターに依頼することしかできない。そもそも、エンドユーザーには、不具合の発見はできても、欠陥の発見は困難である。

システムインテグレーターは、場合により、欠陥らしきものを発見できるかもしれない。しかしながら、欠陥を発見した以上は、担当者同士の接触があるエンドユーザーに対して黙っていることは困難である。ところが、欠陥を発見しても、ソフトウェア製品のソースコードを知らないし、ベンダーからその変更も認められていないのだから、補修用ソフトウェアを自分でつくことはできない。結果として、エンドユーザーからは、「なぜ欠陥のあるソフトウェアの採用をすすめたのか?」「欠陥があるといいながら、何も対応しないのか?」と責められるだけであり、補修用ソフトウェアを自ら調達して売り込めるわけではな

図1



いから、骨折り損である。システムインテグレーターにとって、このような製品の欠陥を一生懸命に発見するインセンティブは少ない。システムインテグレーターは、通常(あるいは、筆者が経験する限り)もう少し良心的なのだろうが、なんらかの不具合があるときに、それは仕様であって使い方が悪いのか、それとも、欠陥であってベンダーが補修用ソフトウェアを提供することが好ましいものであるのかは、なかなか判断しかねるようである。

当該ソフトウェア製品によって構成されたシステムを攻撃しようとする者にとっては、当然、欠陥を発見するインセンティブはある。エンドユーザーおよびシステムインテグレーターが自ら対応策を講ずることのできないシステムは、欠陥の発見から補修までの時間が長くなるであろうから、攻撃の「しがい」があるといえる。

ベンダーは、攻撃が行われる現実的な危険があり、それによってベンダーおよびその製品の信用が害される状況になれば、欠陥を自ら発見するインセンティブは小さい。もっとも、現在では、常にそのような攻撃が行われる現実的な危険がある以上、ベンダーがぼんやりしていることは無理であろう。

誰が欠陥の存在を教えてく

れるのか?

他のエンドユーザーは、多くの場合、自ら欠陥の存在を認識する能力を持っていない。したがって、他のエンドユーザーから得られる情報は、うわさ話や愚痴の域を出ないはずである。エンドユーザーが契約していないシステムインテグレーターは、金にならないのに、エンドユーザーに欠陥の存在を教えてくれる理由がない。エンドユーザーが契約しているシステムインテグレーターは、エンドユーザーに欠陥の存在を教え、それに対処することで、エンドユーザーから対価を得られる可能性もある。しかしながら、そもそも、ある不具合が欠陥に相当するのかどうかを判断することが困難な立場にある。

攻撃をする者は、欠陥の存在を面白がって公にするかもしれないが、対処方法を教えてくれないから、エンドユーザーにとっては意味がない。

結局、エンドユーザーにとって、欠陥の存在を教えてくれるかもしれない者は、ベンダーに限られる。もし、ベンダーの能力が低かったり、または、良心的でなかったりしたならば、エンドユーザーとしては、お手上げとなる。

欠陥に関する情報の確からしさをどうやって認識するのか?

そもそも、ソフトウェアの構造を知らない者が、そのソフトウェアにおいて存在す

注1:そもそも、ソフトウェア製品に不具合があったとしても、それを補修するようなソフトウェアが配布されないものは、欠陥ではなく「仕様」でしかない、という皮肉な見方もできる。

らしき不具合が、単なる仕様であって使い方に注意を要するにすぎないものなのか、補修することに現実的な可能性があるものかを知ることは困難であろう。したがって、ソースコードが開示されていないソフトウェア製品においては、いかなる欠陥に関する情報も、ベンダー以外の者からもたらされる限りは、確からしさに欠けるといわざるを得ない。

結局、ベンダーからもたらされる情報に依拠する以外に、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターとしては手がないのだが、情報源が1つであるだけに、その情報の信頼性(とりわけ、当該欠陥に対処するための補修用ソフトウェアが別の大きな不具合を引き起

こしはしないのか、あるいは、そもそもその補修用ソフトウェアは有効であったのか、という懸念)を検証する手段が事実上存在しない。

欠陥の存在が隠されるかもしれないことの適否。

欠陥に関する(多少なりとも確からしい)情報を開示できるのがベンダーだけであるとして、ベンダーが欠陥を「いつ」公表するかについては、難しい問題が潜んでいる。ある欠陥について、まだ広く知られていないが適切な対処方法が無い場合、欠

陥を公表すると攻撃者を増やすだけかもしれない。他方、欠陥を知りながら、それを秘匿してソフトウェア製品の販売を続けるのは、背信的であると非難されるかもしれない。また、欠陥を公表すれば、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターには、少なくとも、問題のあるソフトウェア製品によって構築されたシステムを外部のネットワークから隔離したり、他のソフトウェア製品に置き換えたりする準備を始めるなどの対策に早期に着手できたはずではないか、との誹りを受けるかもしれない。^{注2}

ベンダーが補修用ソフトウェアをすみやかに配布「できない」場合、ソースコードを知らず、改変のしようがなければ、現実的に採り得る代替手段はなさそうである。

このようなベンダーの二律背反的な苦悩は、そのまま、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターの困惑を引き起こす。

C.補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布「できる」場合

補修用ソフトウェアは、ベンダーにとっては、ソースコードを開示せず、また、改変を許さないソフトウェア製品の一部となるべきものであろう。したがって、ベンダーとしては、当該補修用ソフトウェアの使用の

仕方についてベンダーが指定する条件を承諾しない者(たとえば、リバースエンジニアリングを行ったり、改変したり、再配布したりしようとする者)には、補修用ソフトウェアの配布を拒むことになる。結局、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターは、ベンダーと契約しなければ、補修用ソフトウェアを配布してもらえない、ということになる。

かかる契約は、通常、補修用ソフトウェアから生ずるさまざまな問題についても、ベンダーの責任を限定する条件を含んでいるだろう。つまり、ベンダーは、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターに対して責任を負っているように見えて、法的にはほとんど責任を

負わない。当然、補修用ソフトウェアを配布する時期(補修用ソフトウェアが開発され次第すみやかに配布されるとは限らない)は、ベンダーの裁量によって決めることができるようになっていよう。また、このようなサポートがいつまでなされるかもベンダーの考え次第である。結局、ベンダーがいかに良心的であったとしても、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターは、自らの選択により、補修用ソフトウェアを入手して、適用する時期を決定することはできない。

注2:ここでは、かかる事態がベンダーの法的責任を直ちに生じさせるかどうかの議論には踏み込んでいない。欠陥の早期公表がよりよい結果を導くとは限らない以上、公表の時期の選択をもって直ちに否定的な評価を下すわけにはいかない。

注3:破産法59条1項「双務契約二付破産者及其ノ相手方力破産宣告ノ当時未タ共ニ其ノ履行ヲ完了セザルキハ破産管財人八其ノ選択ニ従ヒ契約ノ解除ヲ為シ又ハ破産者ノ債務ヲ履行シテ相手方ノ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得」

D. 補修用ソフトウェアをベンダーが すみやかに配布「できない」場合

ベンダーが自ら開発したはずのソフトウェア製品の補修用ソフトウェアをすみやかに配布「できない」事態がなぜ起こるのか（かの2000年問題当時の混乱を想起せよ）不思議に思われるかもしれない。その代表的な理由は、「製品が永年のつぎはぎによって成り立っているために、ベンダー自身が製品の全体像を把握できず、結果として、問題の箇所を補修した場合に、他の箇所にどのような影響が出るかを調査するのに長い時間を要する」とか、「第三者からライセンスされ、ベンダーはソースを知らない、または、ベンダーが勝手に改変できない部分が含まれている」といったものである。ベンダーが補修用ソフトウェアをすみやかに配布「できない」場合、ソースコードを知らず、改変のしようがないエンドユーザーおよびシステムインテグレーターにとって、現実的に採り得る代替手段はなさそうである。

E. ベンダーが破産した場合

ベンダーが破産した場合に、ベンダーとエンドユーザーおよびシステムインテグレーターとの間のライセンス契約が破産管財人によって解除されるリスクがないわけではない。^{注3} もっとも、ベンダーが有していた

ソフトウェアの著作権を少しでも高く売らなければならない破産管財人が、広く販売されているソフトウェアのエンドユーザーとシステムインテグレーターを裏切るとは困難だろうから、このリスクについては必ずしも現実味がないかもしれない。

問題は、保守契約の行方である。多くの場合、保守契約は、エンドユーザーまたはシステムインテグレーターが定期的にもしくは随時ベンダーに対して対価を支払い、ベンダーが定期的にもしくは随時エンドユーザーまたはシステムインテグレーターに対して補修用ソフトウェアの提供、照会に対する回答等の役務を提供するものである。かかる保守契約は、典型的な双方未履行の双務契約であるから破産管財人からの解除が可能（破産法59条1項）ということになる。破産管財人としては、保守サービスを続けるメリットなどどこにもないからである。また、事実上保守サービスを引き継ごうとする第三者としても、破産したベンダーに払われてしまっている自分には移転されない前払い保守料金に相応するサービスの提供などできない相談であるから、保守契約におけるベンダーの地位を法的に引き継ぐことは困難だろう。さらに、これまでソースコードが開示されていなかったソフトウェア製品であるから、破産したベンダーの従業員を雇用しない限り、かかる保守サービスの引き継ぎが困難であることも予想される。

INTERNET
AS
SOCIAL
INFRASTRUCTURE



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp